**○九州地方整備局告示第百七十八号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十二月五日

九州地方整備局長　小平田浩司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長 |
|---|---|---|
| 福岡市城南区南片江二丁目七〇番一地内 | 前 | 四五・〇〇～五六・〇〇メートル |
| | 後 | 四五・〇〇～五三・〇〇メートル |
| 福岡市西区今宿青木字小毛田五三六番四地内 | 前 | 八二・〇〇～八五・八〇キロメートル |
| | 後 | 七四・〇〇～八五・八〇キロメートル |
| 糸島市二丈鹿家字羽坂一七八九番一地内 | 前 | 七・八〇～一〇・四〇メートル |
| | 後 | 七・八〇～一〇・〇〇メートル |

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

**○北海道開発局告示第二百六十四号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月五日から一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月五日

北海道開発局長　今　日出人

一　道路の種類及び路線名　一般国道二百七十三号

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　株式会社ＮＴＴドコモ北海道支社ネットワーク部長　浜本　雅樹

住　所　札幌市北区北一条西十四丁目六番

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十八年十月十四日から本協定の存続する日まで

**○北海道開発局告示第二百六十五号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月五日から一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月五日

北海道開発局長　今　日出人

一　道路の種類及び路線名　一般国道二百七十三号

道路の位置　北海道上川郡上川町字上越から同道紋別郡滝上町第四区まで

縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　株式会社ＮＴＴドコモ北海道支社ネットワーク部長　浜本　雅樹

住　所　札幌市北区北一条西十四丁目六番

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十八年十月十四日から本協定の存続する日まで

**○北海道開発局告示第二百六十五号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月五日から一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月五日

北海道開発局長　今　日出人

一　道路の種類及び路線名　一般国道二百七十三号

道路の位置　北海道上川郡上川町字上越から同道紋別郡滝上町第四区まで

縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　株式会社ＮＴＴドコモ北海道支社ネットワーク部長　浜本　雅樹

住　所　札幌市北区北一条西十四丁目六番

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十八年十月十四日から本協定の存続する日まで

# 国会事項

## 衆議院

**質問書提出**

十二月一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ヒラリー・クリントン候補重視の日本外交の問題意識に関する再質問主意書（逢坂誠二提出）

トランプ氏の超積極財政に市場が好意的だったことに関する質問主意書（福田昭夫提出）

通級指導の担当教員の基礎定数化に関する質問主意書（西村智奈美提出）

原発事故避難者の住宅支援に関する質問主意書（菅直人提出）

タミフルの一歳未満の乳児への投与に関する質問主意書（大西健介提出）

## 参議院

**議事日程**

十二月二日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十五号

平成二十八年十二月二日（金曜日）

午前十時開議

第一　公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

第二　民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案（衆議院提出）

第三　割賦販売法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第四　道路運送法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

**質問主意書提出**

十二月一日議員から次の質問主意書が提出された。

トランス脂肪酸の規制等に関する質問主意書（伊藤孝恵提出）（第四七号）

シベリア抑留問題の現状に関する質問主意書（那谷屋正義提出）（第四八号）

**報告書提出**

十二月一日委員長から次の報告書を提出した。

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案（第百九十回国会衆第四三号）審査報告書

割賦販売法の一部を改正する法律案（閣法第一八号）審査報告書

道路運送法の一部を改正する法律案（閣法第一九号）審査報告書

# 人事異動

## 内閣

（内閣官房副長官補付企画官）

内閣事務官　石川　直子

内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）に昇任させる

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局参事官を命ずる（十二月一日）

## 金融庁

（監督局総務課監督企画官）内閣府事務官　浜野　隆

願により本官を免ずる（十一月三十日）

（検査局付）内閣府事務官　加藤　博紀

監督局証券課証券監督調整官を命ずる

（証券取引等監視委員会事務局総務課情報解析室長）同　高橋　祐二

証券取引等監視委員会事務局統括検査官を命ずる

（証券取引等監視委員会事務局統括調査官）同　伊佐　浩明

兼ねて証券取引等監視委員会事務局総務課情報解析室長を命ずる（以上十二月一日）

## 法務省

平成二十九年司法試験考査委員に任命する　潮海　久雄

任期は平成二十九年十一月三十日までとする

平成二十九年司法試験予備試験考査委員に任命する　近衞　典子

任期は平成二十九年十月三十一日までとする（以上十一月二十四日）

難民審査参与員に任命する（十二月一日）　新海　英史

○定年退官

水戸区検察庁副検事川澄重喜は、検察庁法第二十二条の規定により十二月一日限り定年退官